

# 東北三省主要都市の社会保険、住宅積立金の 納付基準及び納付率調査一覧表

2020年3月  
(2020年4月一部更新)

日本貿易振興機構(ジェトロ)

大連事務所

ビジネス展開支援部・ビジネス展開支援課

#### 報告書の利用についての注意・免責事項

本報告書は、日本貿易振興機構（ジェトロ）大連事務所が現地法律事務所、上海里格（大連）法律事務所に作成委託し、2020年3月時点（2020年4月一部更新）で入手した情報に基づくものであり、その後の法律改正などによって変わる場合があります。掲載した情報・コメントは作成委託先の判断によるものですが、一般的な情報・解釈がこのとおりであることを保証するものではありません。また、本報告書はあくまでも参考情報の提供を目的としており、法的助言を構成するものではなく、法的助言として依拠すべきものではありません。本報告書にてご提供する情報に基づいて行為をされる場合には、必ず個別の事案に沿った具体的な法的助言を別途お求めください。

ジェトロおよび上海里格（大連）法律事務所は、本報告書の記載内容に関して生じた直接的、間接的、派生的、特別の、付随的、あるいは懲罰的損害および利益の喪失については、それが契約、不法行為、無過失責任、あるいはその他の原因に基づき生じたか否かにかかわらず、一切の責任を負いません。これは、たとえジェトロおよび上海里格（大連）法律事務所が係る損害の可能性を知らされていても同様とします。

本報告書に係る問い合わせ先：

日本貿易振興機構（ジェトロ）  
ビジネス展開支援部・ビジネス展開支援課  
E-mail：BDA@jetro.go.jp

ジェトロ・大連事務所  
E-mail：PCD@jetro.go.jp

**JETRO**

大連市市内四区の社会保険、住宅積立金納付基準と納付比率

ジェトロ大連事務所/2020年3月 (2020年4月一部更新)

No	項目	納付基準 (*1)			納付比率		施行日	備考		
		納付基数	下限	上限	会社負担比率	従業員個人負担比率				
1	養老保険	従業員本人の前年度平均月収 (*2)	遼寧省前年度全口径平均月収の60% (*3)	遼寧省前年度全口径平均月収の300% (*3)	16% (疫病特例期間8%又は0%) (*5)	8%	2019. 5. 1			
2	失業保険				0.5% (疫病特例期間0.25%又は0%) (*5)	0.5%	2019. 9. 1-2020. 8. 31			
3	労災保険				0.4%~2.1% (疫病特例期間0.2%~1.05%又は0%) (*5)	-	2016. 7. 1			
4	医療保険				大連市前年度全口径平均月収の60% (*3)	大連市前年度全口径平均月収の300% (*3)	8% (疫病特例期間4%) (*6)	2%+年1回24元大病医療保険		
5	生育保険						1.2%	-	2016. 6. 1	
6	暖房費	大連市前年度在職従業員社会平均月収 (*4)	-	-	1%	-	2018. 6. 1			
7	住宅積立金	従業員本人の前年度平均月収 (*2)	大連市最低賃金1810円	大連市前年度在職従業員社会平均月収の300% (*4)	5~12%	5~12%	2018. 7. 7-2020. 4. 30	(*7)		
	住宅貨幣補助				(*8)	(*8)	2020. 3. 23			
8	身体障害者就業保障金	-	-	前年度の会社の在職従業員年平均賃金が当地社会平均賃金の200%を上回る場合、当地社会平均賃金の200%で計算	会社年負担額=(前年度の会社の在職従業員人数×1.5%-前年度の会社の実際に手配した身体障害者就業人数)×前年度の会社の在職従業員年平均賃金×(50%又は90%又は0%)	-	2020. 1. 1-2022. 12. 31	(*9)		
9	組合費 (組合準備金)	前月従業員全員の賃金総額	-	-	2% (*10)	労働組合のある会社：従業員本人の前月月収×0.5% 労働組合のない会社：無し				

- (\*1) 大連市の社会保険、住宅積立金納付基数は毎年7月に調整される。
- (\*2) 新入社員の場合は1ヶ月目の月収で計算する。
- (\*3) 2019年7月1日より社会保険料の納付基数の下限と上限は、全口径平均月収で計算する。全口径平均月収とは、都市非民営企業(国営企業等)就業人員の平均月収と都市民営企業就業人員の平均月収を加重計算した都市企業就業人員の平均月収を指す。2020年3月現在の遼寧省の前年度全口径平均月収は4801元、大連市前年度全口径平均月収は5275元である。
- (\*4) 2020年3月現在の遼寧省前年度在職従業員社会平均月収は7299元である。
- (\*5) コロナウイルスの流行による企業の負担を軽減させるため、大企業に対しては2020年2月~4月の会社負担の関連保険料率を半減し、中小・零細企業に対しては2020年2月~6月の会社負担の関連保険料を免除した。大企業、中小・零細企業の類型は、中国の関連法令に基づき、現地法人の規模によって区分される。
- (\*6) コロナウイルスの流行による企業の負担を軽減させるため、社会的統一運用と個人口座を結び付けた構造を取り、通常の料率で保険料を納付した各類型企業に対して、2020年2月~5月の会社負担分の医療保険料率を半減した。
- (\*7) 従前は法律上住宅積立金の納付比率を5~12%と規定しているが、10%以下の納付は、労働組合の同意が必要で、かつ、住宅積立金管理センターの審査認可が必要であり、かなり難しかったが、2018年7月より5%以上10%以下の納付が可能になった。
- (\*8) これまで、1999年1月1日以降に初めて就職した従業員(新社員)を対象に、企業の自主的な判断により、会社負担13%、従業員個人負担3%の比率で住宅貨幣補助を納付できるとされていた。2020年3月23日付の大連市人民政府弁公室の通達(大政弁発[2020]13号)により、2020年4月1日より、住宅積立金管理センターは企業からの住宅貨幣補助の徴収を停止した。
- (\*9) 手配した身体障害従業員総数が規定比率に達した企業は身体障害者就業保障金を納付しない。2020年1月1日~2022年12月31日の期間、①手配した身体障害者就業比率が1%(含む)以上1.5%以下の場合、規定の納付すべき金額の50%で身体障害者就業保障金を納付し、②手配した身体障害者就業比率が1%以下の場合、規定の納付すべき金額の90%で身体障害者就業保障金を納付し、③在職従業員人数が30人(含む)以下の企業に対しては、身体障害者就業保障金の納付を免除する。
- (\*10) コロナウイルスの流行による企業の負担を軽減させるため、大連市総労働組合は、小規模・零細企業の2020年度組合経費を全額返還することを定めた疫病特例政策を公布した。

大連市ハイテクパークの社会保険、住宅積立金納付基準と納付比率

ジェトロ大連事務所/2020年3月 (2020年4月一部更新)

No	項目	納付基準 (*1)			納付比率		施行日	備考		
		納付基数	下限	上限	会社負担比率	従業員個人負担比率				
1	養老保険	従業員本人の前年度平均月収 (*2)	遼寧省前年度全口径平均月収の60% (*3)	遼寧省前年度全口径平均月収の300% (*3)	16% (疫病特例期間8%又は0%) (*5)	8%	2019. 5. 1			
2	失業保険				0. 5% (疫病特例期間0. 25%又は0%) (*5)	0. 5%	2019. 9. 1-2020. 8. 31			
3	労災保険				0. 4%~2. 1% (疫病特例期間0. 2%~1. 05%又は0%) (*5)	-	2016. 7. 1			
4	医療保険				大連市前年度全口径平均月収の60% (*3)	大連市前年度全口径平均月収の300% (*3)	8% (疫病特例期間4%) (*6)	2%+年1回24元大病医療保険		
5	生育保険						1. 2%	-	2016. 6. 1	
6	暖房費	大連市前年度在職従業員社会平均月収 (*4)	-	-	1%	-	2018. 6. 1			
7	住宅積立金	従業員本人の前年度平均月収 (*2)	大連市最低賃金1810元	大連市前年度在職従業員社会平均月収の300% (*4)	5~12%	5~12%	2018. 7. 7-2020. 4. 30	(*7)		
	住宅貨幣補助				(*8)	(*8)	2020. 3. 23			
8	身体障害者就業保障金	-	-	前年度の会社の在職従業員年平均賃金が当地社会平均賃金の200%を上回る場合、当地社会平均賃金の200%で計算	会社年負担額=(前年度の会社の在職従業員人数×1. 5%-前年度の会社の実際に手配した身体障害者就業人数)×前年度の会社の在職従業員年平均賃金×(50%又は90%又は0%)	-	2020. 1. 1-2022. 12. 31	(*9)		
9	組合費 (組合準備金)	前月従業員全員の賃金総額	-	-	2% (*10)	労働組合のある会社：従業員本人の前月月収×0. 5% 労働組合のない会社：無し				

- (\*1) 大連市の社会保険、住宅積立金納付基数は毎年7月に調整される。
- (\*2) 新入社員の場合は1ヶ月目の月収で計算する。
- (\*3) 2019年7月1日より社会保険料の納付基数の下限と上限は、全口径平均月収で計算する。全口径平均月収とは、都市非民営企業 (国営企業等) 就業人員の平均月収と都市民営企業就業人員の平均月収を加重計算した都市企業就業人員の平均月収を指す。2020年3月現在の遼寧省の前年度全口径平均月収は4801元、大連市前年度全口径平均月収は5275元である。
- (\*4) 2020年3月現在の遼寧省前年度在職従業員社会平均月収は7299元である。
- (\*5) コロナウイルスの流行による企業の負担を軽減させるため、大企業に対しては2020年2月~4月の会社負担の関連保険比率を半減し、中小・零細企業に対しては2020年2月~6月の会社負担の関連保険料を免除した。大企業、中小・零細企業の類型は、中国の関連法令に基づき、現地法人の規模によって区分される。
- (\*6) コロナウイルスの流行による企業の負担を軽減させるため、社会的統一運用と個人口座を結び付けた構造を取り、通常の料率で保険料を納付した各類型企業に対して、2020年2月~5月の会社負担分の医療保険比率を半減した。
- (\*7) 従前は法律上住宅積立金の納付比率を5~12%と規定していても、10%以下の納付は、労働組合の同意が必要で、かつ、住宅積立金管理センターの審査認可が必要であり、かなり難しかったが、2018年7月より5%以上10%以下の納付が可能になった。
- (\*8) これまで、1999年1月1日以降に初めて就職した従業員 (新社員) を対象に、企業の自主的な判断により、会社負担13%、従業員個人負担3%の比率で住宅貨幣補助を納付できるとされていた。2020年3月23日付の大連市人民政府弁公室の通達 (大政弁発[2020]13号) により、2020年4月1日より、住宅積立金管理センターは企業からの住宅貨幣補助の徴収を停止した。
- (\*9) 手配した身体障害従業員総数が規定比率に達した企業は身体障害者就業保障金を納付しない。2020年1月1日~2022年12月31日の期間、①手配した身体障害者就業比率が1% (含む) 以上1. 5%以下の場合、規定の納付すべき金額の50%で身体障害者就業保障金を納付し、②手配した身体障害者就業比率が1%以下の場合、規定の納付すべき金額の90%で身体障害者就業保障金を納付し、③在職従業員人数が30人 (含む) 以下の企業に対しては、身体障害者就業保障金の納付を免除する。
- (\*10) コロナウイルスの流行による企業の負担を軽減させるため、大連市総労働組合は、小規模・零細企業の2020年度組合経費を全額返還することを定めた疫病特例政策を公布した。

大連市 元金州新区金州エリアの社会保険、住宅積立金納付基準と納付比率

ジェトロ大連事務所/2020年3月(2020年4月一部更新)

No	項目	納付基準(*1)			納付比率		施行日	備考	
		納付基数	下限	上限	会社負担比率	従業員個人負担比率			
1	社会保険	養老保険	従業員本人の前年度平均月収(*2)	遼寧省前年度全口径平均月収の60%(*3)	遼寧省前年度全口径平均月収の300%(*3)	16% (疫病特例期間8%又は0%)(*5)	8%	2019. 5. 1	
2		失業保険				0.5% (疫病特例期間0.25%又は0%)(*5)	0.5%	2019. 9. 1-2020. 8. 31	
3		労災保険				0.4%~2.1% (疫病特例期間0.2%~1.05%又は0%)(*5)	-	2016. 7. 1	
4		医療保険	大連市前年度全口径平均月収の60%(*3)	大連市前年度全口径平均月収の300%(*3)	8% (疫病特例期間4%)(*6)	2%+年1回24元大病医療保険			
5		生育保険			1.2%	-	2016. 6. 1		
6	その他	暖房費	大連市前年度在職従業員社会平均月収(*4)	-	-	1%	-	2018. 6. 1	
7		住宅積立金	従業員本人の前年度平均月収(*2)	大連市最低賃金1810元	大連市前年度在職従業員社会平均月収の300%(*4)	5~12%	5~12%	2018. 7. 7-2020. 4. 30	(*7)
		住宅貨幣補助				(*8)	(*8)	2020. 3. 23	
8	身体障害者就業保障金	-	-	前年度の会社の在職従業員年平均賃金が当地社会平均賃金の200%を上回る場合、当地社会平均賃金の200%で計算	会社年負担額=(前年度の会社の在職従業員人数×1.5%-前年度の会社の実際に手配した身体障害者就業人数)×前年度の会社の在職従業員年平均賃金×(50%又は90%又は0%)	-	2020. 1. 1-2022. 12. 31	(*9)	
9	組合費(組合準備金)	前月従業員全員の賃金総額	-	-	2%(*10)	労働組合のある会社: 従業員本人の前月月収×0.5% 労働組合のない会社: 無し			

- (\*1) 大連市の社会保険、住宅積立金納付基数は毎年7月に調整される。
- (\*2) 新入社員の場合は1ヶ月目の月収で計算する。
- (\*3) 2019年7月1日より社会保険料の納付基数の下限と上限は、全口径平均月収で計算する。全口径平均月収とは、都市非民間企業(国営企業等)就業人員の平均月収と都市民間企業就業人員の平均月収を加重計算した都市企業就業人員の平均月収を指す。2020年3月現在の遼寧省の前年度全口径平均月収は4801元、大連市前年度全口径平均月収は5275元である。
- (\*4) 2020年3月現在の遼寧省前年度在職従業員社会平均月収は7299元である。
- (\*5) コロナウイルスの流行による企業の負担を軽減させるため、大企業に対しては2020年2月~4月の会社負担の関連保険比率を半減し、中小・零細企業に対しては2020年2月~6月の会社負担の関連保険料を免除した。大企業、中小・零細企業の類型は、中国の関連法令に基づき、現地法人の規模によって区分される。
- (\*6) コロナウイルスの流行による企業の負担を軽減させるため、社会的統一運用と個人口座を結び付けた構造を取り、通常の料率で保険料を納付した各類型企業に対して、2020年2月~5月の会社負担分の医療保険比率を半減した。
- (\*7) 従前は法律上住宅積立金の納付比率を5~12%と規定していても、10%以下の納付は、労働組合の同意が必要で、かつ、住宅積立金管理センターの審査認可が必要であり、かなり難しかったが、2018年7月より5%以上10%以下の納付が可能になった。
- (\*8) これまで、2002年9月1日以降に初めて就職した従業員(新社員)を対象に、企業の自主的な判断により、会社負担13%、従業員個人負担3%の比率で住宅貨幣補助を納付できるとされていた。2020年3月23日付の大連市人民政府弁公室の通達(大政弁発[2020]13号)により、2020年4月1日より、住宅積立金管理センターは企業からの住宅貨幣補助の徴収を停止した。
- (\*9) 手配した身体障害従業員総数が規定比率に達した企業は身体障害者就業保障金を納付しない。2020年1月1日~2022年12月31日の期間、①手配した身体障害者就業比率が1%(含む)以上1.5%以下の場合、規定の納付すべき金額の50%で身体障害者就業保障金を納付し、②手配した身体障害者就業比率が1%以下の場合、規定の納付すべき金額の90%で身体障害者就業保障金を納付し、③在職従業員人数が30人(含む)以下の企業に対しては、身体障害者就業保障金の納付を免除する。
- (\*10) コロナウイルスの流行による企業の負担を軽減させるため、大連市総労働組合は、小規模・零細企業の2020年度組合経費を全額返還することを定めた疫病特例政策を公布した。

大連市経済技術開発区の社会保険、住宅積立金納付基準と納付比率

ジェトロ大連事務所/2020年3月(2020年4月一部更新)

No	項目	納付基準(*1)			納付比率		施行日	備考		
		納付基数	下限	上限	会社負担比率	従業員個人負担比率				
1	社会保険	養老保険	従業員本人の前年度平均月収(*2)	遼寧省前年度全口径平均月収の60%(*3)	遼寧省前年度全口径平均月収の300%(*3)	16% (疫病特例期間8%又は0%)(*5)	8%	2019. 5. 1		
2		失業保険				0. 5% (疫病特例期間0. 25%又は0%)(*5)	0. 5%	2019. 9. 1-2020. 8. 31		
3		労災保険				0. 4%~2. 1% (疫病特例期間0. 2%~1. 05%又は0%)(*5)	-	2016. 7. 1		
4		医療保険				大連市前年度全口径平均月収の60%(*3)	大連市前年度全口径平均月収の300%(*3)	8% (疫病特例期間4%)(*6)	2%+年1回24元大病医療保険	
5		生育保険						1. 2%	-	2016. 6. 1
6	暖房費	-	-	-	-	-	-	-		
7	住宅積立金	従業員本人の前年度平均月収(*2)	大連市最低賃金1810円	大連市前年度在職従業員社会平均月収の300%(*4)	5~12%	5~12%	2018. 7. 7	(*7)		
					(*8)	(*8)	2020. 3. 23			
8	その他	身体障害者就業保障金	-	-	前年度の会社の在職従業員年平均賃金が当地社会平均賃金の200%を上回る場合、当地社会平均賃金の200%で計算	会社年負担額=(前年度の会社の在職従業員人数×1. 5%-前年度の会社の実際に手配した身体障害者就業人数)×前年度の会社の在職従業員年平均賃金×(50%又は90%又は0%)	-	2020. 1. 1-2022. 12. 31	(*9)	
9	組合費(組合準備金)	前月従業員全員の賃金総額	-	-	-	2%(*10)	労働組合のある会社: 従業員本人の前月月収×0. 5% 労働組合のない会社: 無し			

- (\*1) 大連市の社会保険、住宅積立金納付基準は毎年7月に調整される。
- (\*2) 新入社員の場合は1ヶ月目の月収で計算する。
- (\*3) 2019年7月1日より社会保険料の納付基準の下限と上限は、全口径平均月収で計算する。全口径平均月収とは、都市非民間企業(国営企業等)就業人員の平均月収と都市民間企業就業人員の平均月収を加重計算した都市企業就業人員の平均月収を指す。2020年3月現在の遼寧省の前年度全口径平均月収は4801元、大連市前年度全口径平均月収は5275元である。
- (\*4) 2020年3月現在の遼寧省前年度在職従業員社会平均月収は7299元である。
- (\*5) コロナウイルスの流行による企業の負担を軽減させるため、大企業に対しては2020年2月~4月の会社負担の関連保険料を半減し、中小・零細企業に対しては2020年2月~6月の会社負担の関連保険料を免除した。大企業、中小・零細企業の類型は、中国の関連法令に基づき、現地法人の規模によって区分される。
- (\*6) コロナウイルスの流行による企業の負担を軽減させるため、社会的統一運用と個人口座を結び付けた構造を取り、通常の料率で保険料を納付した各企業に対して、2020年2月~5月の会社負担分の医療保険料を半減した。
- (\*7) 従前は法律上住宅積立金の納付比率を5~12%と規定しているが、10%以下の納付は、労働組合の同意が必要で、かつ、住宅積立金管理センターの審査認可が必要であり、かなり難しかったが、2018年7月より5%以上10%以下の納付が可能になった。
- (\*8) これまで、住宅貨幣補助は企業が自主的に納付するか否かを選択できるとされていた。納付する場合、【会社6%、個人2%】の納付比率以外に、大連市内の納付比率(即ち【会社13%、個人3%】)を選択することも可能であったが、大連市内の基準で納付する場合は、1999年1月1日以降に初めて就職した従業員(新社員)のみが納付できるとされていた。【会社6%、個人2%】の納付比率の場合は、新・老社員を区別せずに、全員納付できるとされていた。2020年3月23日付の大連市人民政府弁公室の通達(大政弁発[2020]13号)により、2020年4月1日より、住宅積立金管理センターは企業からの住宅貨幣補助の徴収を停止した。
- (\*9) 手配した身体障害従業員総数が規定比率に達した企業は身体障害者就業保障金を納付しない。2020年1月1日~2022年12月31日の期間、①手配した身体障害者就業比率が1%(含む)以上1. 5%以下の場合、規定の納付すべき金額の50%で身体障害者就業保障金を納付し、②手配した身体障害者就業比率が1%以下の場合、規定の納付すべき金額の90%で身体障害者就業保障金を納付し、③在職従業員人数が30人(含む)以下の企業に対しては、身体障害者就業保障金の納付を免除する。
- (\*10) コロナウイルスの流行による企業の負担を軽減させるため、大連市総労働組合は、小規模・零細企業の2020年度組合経費を全額返還することを定めた疫病特例政策を公布した。

大連市保稅区の社会保険、住宅積立金納付基準と納付比率

ジェトロ大連事務所/2020年3月(2020年4月一部更新)

No	項目	納付基準 (*1)			納付比率		施行日	備考		
		納付基数	下限	上限	会社負担比率	従業員個人負担比率				
1	養老保険	従業員本人の前年度平均月収 (*2)	遼寧省前年度全口径平均月収の60% (*3)	遼寧省前年度全口径平均月収の300% (*3)	16% (疫病特例期間8%又は0%) (*5)	8%	2019. 5. 1			
2	失業保険				0. 5% (疫病特例期間0. 25%又は0%) (*5)	0. 5%	2019. 9. 1-2020. 8. 31			
3	労災保険				0. 4%~2. 1% (疫病特例期間0. 2%~1. 05%又は0%) (*5)	-	2016. 7. 1			
4	医療保険				大連市前年度全口径平均月収の60% (*3)	大連市前年度全口径平均月収の300% (*3)	8% (疫病特例期間4%) (*6)	2%+年1回24元大病医療保険		
5	生育保険						1. 2%	-	2016. 6. 1	
6	暖房費	-	-	-	-	-				
7	住宅積立金	従業員本人の前年度平均月収 (*2)	大連市最低賃金1810元	大連市前年度在職従業員社会平均月収の300% (*4)	5~12%	5~12%	2018. 7. 7	(*7)		
	住宅貨幣補助				(*8)	(*8)	2020. 3. 23			
8	身体障害者就業保障金	-	-	前年度の会社の在職従業員年平均賃金が当地社会平均賃金の200%を上回る場合、当地社会平均賃金の200%で計算	会社年負担額=(前年度の会社の在職従業員人数×1. 5%-前年度の会社の実際に手配した身体障害者就業人数)×前年度の会社の在職従業員年平均賃金×(50%又は90%又は0%)	-	2020. 1. 1-2022. 12. 31	(*9)		
9	組合費(組合準備金)	前月従業員全員の賃金総額	-	-	2% (*10)	労働組合のある会社: 従業員本人の前月月収×0. 5% 労働組合のない会社: 無し				

- (\*1) 大連市の社会保険、住宅積立金納付基準は毎年7月に調整される。
- (\*2) 新入社員の場合は1ヶ月目の月収で計算する。
- (\*3) 2019年7月1日より社会保険料の納付基準の下限と上限は、全口径平均月収で計算する。全口径平均月収とは、都市非民営企業(国営企業等)就業人員の平均月収と都市民営企業就業人員の平均月収を加重計算した都市企業就業人員の平均月収を指す。2020年3月現在の遼寧省の前年度全口径平均月収は4801元、大連市前年度全口径平均月収は5275元である。
- (\*4) 2020年3月現在の遼寧省前年度在職従業員社会平均月収は7299元である。
- (\*5) コロナウイルスの流行による企業の負担を軽減させるため、大企業に対しては2020年2月~4月の会社負担の関連保険比率を半減し、中小・零細企業に対しては2020年2月~6月の会社負担の関連保険料を免除した。大企業、中小・零細企業の類型は、中国の関連法令に基づき、現地法人の規模によって区分される。
- (\*6) コロナウイルスの流行による企業の負担を軽減させるため、社会的統一運用と個人口座を結び付けた構造を取り、通常の料率で保険料を納付した各企業に対して、2020年2月~5月の会社負担分の医療保険比率を半減した。
- (\*7) 従前は法律上住宅積立金の納付比率を5~12%と規定していても、10%以下の納付は、労働組合の同意が必要で、かつ、住宅積立金管理センターの審査認可が必要であり、かなり難しかったが、2018年7月より5%以上10%以下の納付が可能になった。
- (\*8) これまで、1999年1月1日以降に初めて就職した従業員(新社員)を対象に、企業の自主的な判断により、会社負担13%、従業員個人負担3%の比率で住宅貨幣補助を納付できるとされていた。2020年3月23日付の大連市人民政府弁公室の通達(大政弁発[2020]13号)により、2020年4月1日より、住宅積立金管理センターは企業からの住宅貨幣補助の徴収を停止した。
- (\*9) 手配した身体障害従業員総数が規定比率に達した企業は身体障害者就業保障金を納付しない。2020年1月1日~2022年12月31日の期間、①手配した身体障害者就業比率が1%(含む)以上1. 5%以下の場合、規定の納付すべき金額の50%で身体障害者就業保障金を納付し、②手配した身体障害者就業比率が1%以下の場合、規定の納付すべき金額の90%で身体障害者就業保障金を納付し、③在職従業員人数が30人(含む)以下の企業に対しては、身体障害者就業保障金の納付を免除する。
- (\*10) コロナウイルスの流行による企業の負担を軽減させるため、大連市総労働組合は、小規模・零細企業の2020年度組合経費を全額返還することを定めた疫病特例政策を公布した。

大連市旅順口区の社会保険、住宅積立金納付基準と納付比率

ジェトロ大連事務所/2020年3月(2020年4月一部更新)

No	項目	納付基準(*1)			納付比率		施行日	備考	
		納付基数	下限	上限	会社負担比率	従業員個人負担比率			
1	社会保険	養老保険	従業員本人の前年度平均月収(*2)	遼寧省前年度全口径平均月収の60%(*3)	遼寧省前年度全口径平均月収の300%(*3)	16%(疫病特例期間8%又は0%)(*5)	8%	2019.5.1	
2		失業保険				0.5%(疫病特例期間0.25%又は0%)(*5)	0.5%	2019.9.1-2020.8.31	
3		労災保険				0.4%~2.1%(疫病特例期間0.2%~1.05%又は0%)(*5)	-	2016.7.1	
4		医療保険	大連市前年度全口径平均月収の60%(*3)	大連市前年度全口径平均月収の300%(*3)	8%(疫病特例期間4%)(*6)	2%+年1回24元大病医療保険			
5		生育保険			1.2%	-	2016.6.1		
6	その他	暖房費	大連市前年度在職従業員社会平均月収(*4)	-	-	1%	-	2018.6.1	
7		住宅積立金	従業員本人の前年度平均月収(*2)	大連市最低賃金1810元	大連市前年度在職従業員社会平均月収の300%(*4)	5~12%	5~12%	2018.7.7-2020.4.30	(*7)
		住宅貨幣補助				(*8)	(*8)	2020.3.23	
8	身体障害者就業保障金	-	-	前年度の会社の在職従業員年平均賃金が当地社会平均賃金の200%を上回る場合、当地社会平均賃金の200%で計算	会社年負担額=(前年度の会社の在職従業員人数×1.5%-前年度の会社の実際に手配した身体障害者就業人数)×前年度の会社の在職従業員年平均賃金×(50%又は90%又は0%)	-	2020.1.1-2022.12.31	(*9)	
9	組合費(組合準備金)	前月従業員全員の賃金総額	-	-	-	2%(*10)	労働組合のある会社: 従業員本人の前月月収×0.5% 労働組合のない会社: 無し		

- (\*1) 大連市の社会保険、住宅積立金納付基準は毎年7月に調整される。
- (\*2) 新入社員の場合は1ヶ月目の月収で計算する。
- (\*3) 2019年7月1日より社会保険料の納付基準の下限と上限は、全口径平均月収で計算する。全口径平均月収とは、都市非民営企業(国営企業等)就業人員の平均月収と都市民営企業就業人員の平均月収を加重計算した都市企業就業人員の平均月収を指す。2020年3月現在の遼寧省の前年度全口径平均月収は4801元、大連市前年度全口径平均月収は5275元である。
- (\*4) 2020年3月現在の遼寧省前年度在職従業員社会平均月収は7299元である。
- (\*5) コロナウイルスの流行による企業の負担を軽減させるため、大企業に対しては2020年2月~4月の会社負担の関連保険比率を半減し、中小・零細企業に対しては2020年2月~6月の会社負担の関連保険料を免除した。大企業、中小・零細企業の類型は、中国の関連法令に基づき、現地法人の規模によって区分される。
- (\*6) コロナウイルスの流行による企業の負担を軽減させるため、社会的統一運用と個人口座を結び付けた構造を取り、通常の料率で保険料を納付した各企業に対して、2020年2月~5月の会社負担分の医療保険比率を半減した。
- (\*7) 従前は法律上住宅積立金の納付比率を5~12%と規定していても、10%以下の納付は、労働組合の同意が必要で、かつ、住宅積立金管理センターの審査認可が必要であり、かなり難しかったが、2018年7月より5%以上10%以下の納付が可能になった。
- (\*8) これまで、1999年1月1日以降に初めて就職した従業員(新社員)を対象に、企業の自主的な判断により、会社負担13%、従業員個人負担3%の比率で住宅貨幣補助を納付できるとされていた。2020年3月23日付の大連市人民政府弁公室の通達(大政弁発[2020]13号)により、2020年4月1日より、住宅積立金管理センターは企業からの住宅貨幣補助の徴収を停止した。
- (\*9) 手配した身体障害従業員総数が規定比率に達した企業は身体障害者就業保障金を納付しない。2020年1月1日~2022年12月31日の期間、①手配した身体障害者就業比率が1%(含む)以上1.5%以下の場合、規定の納付すべき金額の50%で身体障害者就業保障金を納付し、②手配した身体障害者就業比率が1%以下の場合、規定の納付すべき金額の90%で身体障害者就業保障金を納付し、③在職従業員人数が30人(含む)以下の企業に対しては、身体障害者就業保障金の納付を免除する。
- (\*10) コロナウイルスの流行による企業の負担を軽減させるため、大連市総労働組合は、小規模・零細企業の2020年度組合経費を全額返還することを定めた疫病特例政策を公布した。



大連市長海県の社会保険、住宅積立金納付基準と納付比率

ジェットロ大連事務所/2020年3月(2020年4月一部更新)

No	項目	納付基準(*1)			納付比率		施行日	備考		
		納付基数	下限	上限	会社負担比率	従業員個人負担比率				
1	養老保険	従業員本人の前年度平均月収(*2)	遼寧省前年度全口径平均月収の60%(*3)	遼寧省前年度全口径平均月収の300%(*3)	16%(疫病特例期間8%又は0%)(*5)	8%	2019.5.1			
2	失業保険				0.5%(疫病特例期間0.25%又は0%)(*5)	0.5%	2019.9.1-2020.8.31			
3	労災保険				0.4%~2.1%(疫病特例期間0.2%~1.05%又は0%)(*5)	-	2016.7.1			
4	医療保険				大連市前年度全口径平均月収の60%(*3)	大連市前年度全口径平均月収の300%(*3)	8%(疫病特例期間4%)(*6)	2%+年1回24元大病医療保険		
5	生育保険						1.2%	-	2016.6.1	
6	暖房費	-	-	-	-	-				
7	住宅積立金	従業員本人の前年度平均月収(*2)	大連市最低賃金1810元	大連市前年度在職従業員社会平均月収の300%(*4)	5~12%	5~12%	2018.7.7-2020.4.30	(*7)		
	住宅貨幣補助				(*8)	(*8)	2020.3.23			
8	身体障害者就業保障金	-	-	前年度の会社の在職従業員年平均賃金が当地社会平均賃金の200%を上回る場合、当地社会平均賃金の200%で計算	会社年負担額=(前年度の会社の在職従業員人数×1.5%-前年度の会社の実際に手配した身体障害者就業人数)×前年度の会社の在職従業員年平均賃金×(50%又は90%又は0%)	-	2020.1.1-2022.12.31	(*9)		
9	組合費(組合準備金)	前月従業員全員の賃金総額	-	-	2%(*10)	労働組合のある会社: 従業員本人の前月月収×0.5% 労働組合のない会社: 無し				

- (\*1) 大連市の社会保険、住宅積立金納付基準は毎年7月に調整される。
- (\*2) 新入社員の場合は1ヶ月目の月収で計算する。
- (\*3) 2019年7月1日より社会保険料の納付基準の下限と上限は、全口径平均月収で計算する。全口径平均月収とは、都市非民間企業(国営企業等)就業人員の平均月収と都市民間企業就業人員の平均月収を加重計算した都市企業就業人員の平均月収を指す。2020年3月現在の遼寧省の前年度全口径平均月収は4801元、大連市前年度全口径平均月収は5275元である。
- (\*4) 2020年3月現在の遼寧省前年度在職従業員社会平均月収は7299元である。
- (\*5) コロナウイルスの流行による企業の負担を軽減させるため、大企業に対しては2020年2月~4月の会社負担の関連保険比率を半減し、中小・零細企業に対しては2020年2月~6月の会社負担の関連保険料を免除した。大企業、中小・零細企業の類型は、中国の関連法令に基づき、現地法人の規模によって区分される。
- (\*6) コロナウイルスの流行による企業の負担を軽減させるため、社会的統一運用と個人口座を結び付けた構造を取り、通常の料率で保険料を納付した各企業に対して、2020年2月~5月の会社負担分の医療保険比率を半減した。
- (\*7) 従前は法律上住宅積立金の納付比率を5~12%と規定していても、10%以下の納付は、労働組合の同意が必要で、かつ、住宅積立金管理センターの審査認可が必要であり、かなり難しかったが、2018年7月より5%以上10%以下の納付が可能になった。
- (\*8) これまで、2000年1月1日以降に初めて就職した従業員(新社員)を対象に、企業の自主的な判断により、会社負担13%、従業員個人負担3%の比率で住宅貨幣補助を納付できるとされていた。2020年3月23日付の大連市人民政府弁公室の通達(大政弁発[2020]13号)により、2020年4月1日より、住宅積立金管理センターは企業からの住宅貨幣補助の徴収を停止した。
- (\*9) 手配した身体障害従業員総数が規定比率に達した企業は身体障害者就業保障金を納付しない。2020年1月1日~2022年12月31日の期間、①手配した身体障害者就業比率が1%(含む)以上1.5%以下の場合、規定の納付すべき金額の50%で身体障害者就業保障金を納付し、②手配した身体障害者就業比率が1%以下の場合、規定の納付すべき金額の90%で身体障害者就業保障金を納付し、③在職従業員人数が30人(含む)以下の企業に対しては、身体障害者就業保障金の納付を免除する。
- (\*10) コロナウイルスの流行による企業の負担を軽減させるため、大連市総労働組合は、小規模・零細企業の2020年度組合経費を全額返還することを定めた疫病特例政策を公布した。

大連庄河市の社会保険、住宅積立金納付基準と納付比率

ジェトロ大連事務所/2020年3月(2020年4月一部更新)

No	項目	納付基準 (*1)			納付比率		施行日	備考	
		納付基数	下限	上限	会社負担比率	従業員個人負担比率			
1	社会保険	養老保険	従業員本人の前年度平均月収 (*2)	遼寧省前年度全口径平均月収の60% (*3)	遼寧省前年度全口径平均月収の300% (*3)	16% (疫病特例期間8%又は0%) (*5)	8%	2019. 5. 1	
2		失業保険				0.5% (疫病特例期間0.25%又は0%) (*5)	0.5%	2019. 9. 1-2020. 8. 31	
3		労災保険				0.4%~2.1% (疫病特例期間0.2%~1.05%又は0%) (*5)	-	2016. 7. 1	
4		医療保険	大連市前年度全口径平均月収の60% (*3)	大連市前年度全口径平均月収の300% (*3)	8% (疫病特例期間4%) (*6)	2%+年1回24元大病医療保険			
5		生育保険			1.2%	-	2016. 6. 1		
6	暖房費	-	-	-	-	-	-	-	
7	その他	住宅積立金	従業員本人の前年度平均月収 (*2)	大連市最低賃金1710元	大連市前年度在職従業員社会平均月収の300% (*4)	5~12%	5~12%	2018. 7. 7-2020. 4. 30	(*7) (*8)
8		身体障害者就業保障金	-	-	前年度の会社の在職従業員年平均賃金が当地社会平均賃金の200%を上回る場合、当地社会平均賃金の200%で計算	会社年負担額=(前年度の会社の在職従業員人数×1.5%-前年度の会社の実際に手配した身体障害者就業人数)×前年度の会社の在職従業員年平均賃金×(50%又は90%又は0%)	-	2020. 1. 1-2022. 12. 31	(*9)
9		組合費 (組合準備金)	前月従業員全員の賃金総額	-	-	-	2% (*10)	労働組合のある会社：従業員本人の前月月収×0.5% 労働組合のない会社：無し	

(\*1) 大連市の社会保険、住宅積立金納付基数は毎年7月に調整される。

(\*2) 新入社員の場合は1ヶ月目の月収で計算する。

(\*3) 2019年7月1日より社会保険料の納付基数の下限と上限は、全口径平均月収で計算する。全口径平均月収とは、都市非民営企業(国営企業等)就業人員の平均月収と都市民営企業就業人員の平均月収を加重計算した都市企業就業人員の平均月収を指す。2020年3月現在の遼寧省の前年度全口径平均月収は4801元、大連市前年度全口径平均月収は5275元である。

(\*4) 2020年3月現在の遼寧省前年度在職従業員社会平均月収は7299元である。

(\*5) コロナウイルスの流行による企業の負担を軽減させるため、大企業に対しては2020年2月~4月の会社負担の関連保険比率を半減し、中小・零細企業に対しては2020年2月~6月の会社負担の関連保険料を免除した。大企業、中小・零細企業の類型は、中国の関連法令に基づき、現地法人の規模によって区分される。

(\*6) コロナウイルスの流行による企業の負担を軽減させるため、社会的統一運用と個人口座を結び付けた構造を取り、通常の料率で保険料を納付した各類型企業に対して、2020年2月~5月の会社負担分の医療保険比率を半減した。

(\*7) 従前は法律上住宅積立金の納付比率を5~12%と規定していても、10%以下の納付は、労働組合の同意が必要で、かつ、住宅積立金管理センターの審査認可が必要であり、かなり難しかったが、2018年7月より5%以上10%以下の納付が可能になった。

(\*8) これまで、1999年1月1日以降に初めて就職した従業員(新社員)を対象に、企業の自主的な判断により、住宅積立金に加えて、住宅貨幣補助(会社13%、個人3%)の納付も可能であった。2020年3月23日付の大連市人民政府弁公室の通達(大政弁発[2020]13号)により、2020年4月1日より、住宅積立金管理センターは企業からの住宅貨幣補助の徴収を停止した。

(\*9) 手配した身体障害従業員総数が規定比率に達した企業は身体障害者就業保障金を納付しない。2020年1月1日~2022年12月31日の期間、①手配した身体障害者就業比率が1%(含む)以上1.5%以下の場合、規定の納付すべき金額の50%で身体障害者就業保障金を納付し、②手配した身体障害者就業比率が1%以下の場合、規定の納付すべき金額の90%で身体障害者就業保障金を納付し、③在職従業員人数が30人(含む)以下の企業に対しては、身体障害者就業保障金の納付を免除する。

(\*10) コロナウイルスの流行による企業の負担を軽減させるため、大連市総労働組合は、小規模・零細企業の2020年度組合経費を全額返還することを定めた疫病特例政策を公布した。

大連瓦房店市の社会保険、住宅積立金納付基準と納付比率

ジェトロ大連事務所/2020年3月(2020年4月一部更新)

No	項目	納付基準(*1)			納付比率		施行日	備考	
		納付基数	下限	上限	会社負担比率	従業員個人負担比率			
1	社会保険	養老保険	従業員本人の前年度平均月収(*2)	遼寧省前年度全口径平均月収の60%(*3)	遼寧省前年度全口径平均月収の300%(*3)	16%(疫病特例期間8%又は0%)(*5)	8%	2019.5.1	
2		失業保険				0.5%(疫病特例期間0.25%又は0%)(*5)	0.5%	2019.9.1-2020.8.31	
3		労災保険				0.4%~2.1%(疫病特例期間0.2%~1.05%又は0%)(*5)	-	2016.7.1	
4		医療保険	大連市前年度全口径平均月収の60%(*3)	大連市前年度全口径平均月収の300%(*3)	8%(疫病特例期間4%)(*6)	2%+年1回24元大病医療保険			
5		生育保険			1.2%	-	2016.6.1		
6	暖房費	-	-	-	-	-	-	-	
7	その他	住宅積立金	従業員本人の前年度平均月収(*2)	大連市最低賃金1710元	大連市前年度在職従業員社会平均月収の300%(*4)	5~12%	5~12%	2018.7.7-2020.4.30	(*7) (*8)
8		身体障害者就業保障金	-	-	前年度の会社の在職従業員年平均賃金が当地社会平均賃金の200%を上回る場合、当地社会平均賃金の200%で計算	会社年負担額=(前年度の会社の在職従業員人数×1.5%-前年度の会社の実際に手配した身体障害者就業人数)×前年度の会社の在職従業員年平均賃金×(50%又は90%又は0%)	0	2020.1.1-2022.12.31	(*9)
9		組合費(組合準備金)	前月従業員全員の賃金総額	-	-	-	2%(*10)	労働組合のある会社: 従業員本人の前月月収×0.5% 労働組合のない会社: 無し	

- (\*1) 大連市の社会保険、住宅積立金納付基数は毎年7月に調整される。
- (\*2) 新入社員の場合は1ヶ月目の月収で計算する。
- (\*3) 2019年7月1日より社会保険料の納付基数の下限と上限は、全口径平均月収で計算する。全口径平均月収とは、都市非民間企業(国営企業等)就業人員の平均月収と都市民間企業就業人員の平均月収を加重計算した都市企業就業人員の平均月収を指す。2020年3月現在の遼寧省の前年度全口径平均月収は4801元、大連市前年度全口径平均月収は5275元である。
- (\*4) 2020年3月現在の遼寧省の大連市前年度在職従業員社会平均月収は7299元である。
- (\*5) コロナウイルスの流行による企業の負担を軽減させるため、大企業に対しては2020年2月~4月の会社負担の関連保険比率を半減し、中小・零細企業に対しては2020年2月~6月の会社負担の関連保険料を免除した。大企業、中小・零細企業の類型は、中国の関連法令に基づき、現地法人の規模によって区分される。
- (\*6) コロナウイルスの流行による企業の負担を軽減させるため、社会的統一運用と個人口座を結び付けた構造を取り、通常の料率で保険料を納付した各業種企業に対して、2020年2月~5月の会社負担分の医療保険比率を半減した。
- (\*7) 従前は法律上住宅積立金の納付比率を5~12%と規定しているが、10%以下の納付は、労働組合の同意が必要で、かつ、住宅積立金管理センターの審査認可が必要であり、かなり難しかったが、2018年7月より5%以上10%以下の納付が可能になった。
- (\*8) これまで、1999年1月1日以降に初めて就職した従業員(新社員)を対象に、企業の自主的な判断により、住宅積立金に加えて、住宅貨幣補助(会社13%、個人3%)の納付も可能であった。2020年3月23日付の大連市人民政府弁公室の通達(大政弁発[2020]13号)により、2020年4月1日より、住宅積立金管理センターは企業からの住宅貨幣補助の徴収を停止した。
- (\*9) 手配した身体障害従業員総数が規定比率に達した企業は身体障害者就業保障金を納付しない。2020年1月1日~2022年12月31日の期間、①手配した身体障害者就業比率が1%(含む)以上1.5%以下の場合、規定の納付すべき金額の50%で身体障害者就業保障金を納付し、②手配した身体障害者就業比率が1%以下の場合、規定の納付すべき金額の90%で身体障害者就業保障金を納付し、③在職従業員人数が30人(含む)以下の企業に対しては、身体障害者就業保障金の納付を免除する。
- (\*10) コロナウイルスの流行による企業の負担を軽減させるため、大連市総労働組合は、小規模・零細企業の2020年度組合経費を全額返還することを定めた疫病特例政策を公布した。

大連普蘭店市の社会保険、住宅積立金納付基準と納付比率

ジェトロ大連事務所/2020年3月(2020年4月一部更新)

No	項目	納付基準(*1)			納付比率		施行日	備考	
		納付基数	下限	上限	会社負担比率	従業員個人負担比率			
1	社会保険	養老保険	従業員本人の前年度平均月収(*2)	遼寧省前年度全口径平均月収の60%(*3)	遼寧省前年度全口径平均月収の300%(*3)	16%(疫病特例期間8%又は0%)(*5)	8%	2019.5.1	
2		失業保険				0.5%(疫病特例期間0.25%又は0%)(*5)	0.5%	2019.9.1-2020.8.31	
3		労災保険				0.4%~2.1%(疫病特例期間0.2%~1.05%又は0%)(*5)	-	2016.7.1	
4		医療保険	大連市前年度全口径平均月収の60%(*3)	大連市前年度全口径平均月収の300%(*3)	8%(疫病特例期間4%)(*6)	2%+年1回24元大病医療保険			
5		生育保険			1.2%	-	2016.6.1		
6	暖房費	-	-	-	-	-	-	-	
7	住宅積立金	従業員本人の前年度平均月収(*2)	大連市最低賃金1710元	大連市前年度在職従業員社会平均月収の300%(*4)	5~12%	5~12%	2018.7.7-2020.4.30	(*7)	
					(*8)	(*8)	2020.3.23		
8	その他	身体障害者就業保障金	-	-	前年度の会社の在職従業員年平均賃金が当地社会平均賃金の200%を上回る場合、当地社会平均賃金の200%で計算	会社年負担額=(前年度の会社の在職従業員人数×1.5%-前年度の会社の実際に手配した身体障害者就業人数)×前年度の会社の在職従業員年平均賃金×(50%又は90%又は0%)	-	2020.1.1-2022.12.31	(*9)
9	組合費(組合準備金)	前月従業員全員の賃金総額	-	-	-	2%(*10)	労働組合のある会社: 従業員本人の前月月収×0.5% 労働組合のない会社: 無し		

- (\*1) 大連市の社会保険、住宅積立金納付基数は毎年7月に調整される。
- (\*2) 新入社員の場合は1ヶ月目の月収で計算する。
- (\*3) 2019年7月1日より社会保険料の納付基数の下限と上限は、全口径平均月収で計算する。全口径平均月収とは、都市非民間企業(国営企業等)就業人員の平均月収と都市民間企業就業人員の平均月収を加重計算した都市企業就業人員の平均月収を指す。2020年3月現在の遼寧省の前年度全口径平均月収は4801元、大連市前年度全口径平均月収は5275元である。
- (\*4) 2020年3月現在の遼寧省前年度在職従業員社会平均月収は7299元である。
- (\*5) コロナウイルスの流行による企業の負担を軽減させるため、大企業に対しては2020年2月~4月の会社負担の関連保険比率を半減し、中小・零細企業に対しては2020年2月~6月の会社負担の関連保険料を免除した。大企業、中小・零細企業の類型は、中国の関連法令に基づき、現地法人の規模によって区分される。
- (\*6) コロナウイルスの流行による企業の負担を軽減させるため、社会的統一運用と個人口座を結び付けた構造を取り、通常の料率で保険料を納付した各業種企業に対して、2020年2月~5月の会社負担分の医療保険比率を半減した。
- (\*7) 従前は法律上住宅積立金の納付比率を5~12%と規定しているが、10%以下の納付は、労働組合の同意が必要で、かつ、住宅積立金管理センターの審査認可が必要であり、かなり難しかったが、2018年7月より5%以上10%以下の納付が可能になった。
- (\*8) これまで、2002年1月1日以降に初めて就職した従業員(新社員)を対象に、企業の自主的な判断により、会社負担13%、従業員個人負担3%の比率で住宅積立金を納付できるとされていた。2020年3月23日付の大連市人民政府弁公室の通達(大政弁発[2020]13号)により、2020年4月1日より、住宅積立金管理センターは企業からの住宅積立金の徴収を停止した。
- (\*9) 手配した身体障害者就業保障金総額が規定比率に達した企業は身体障害者就業保障金を納付しない。2020年1月1日~2022年12月31日の期間、①手配した身体障害者就業比率が1%(含む)以上1.5%以下の場合、規定の納付すべき金額の50%で身体障害者就業保障金を納付し、②手配した身体障害者就業比率が1%以下の場合、規定の納付すべき金額の90%で身体障害者就業保障金を納付し、③在職従業員人数が30人(含む)以下の企業に対しては、身体障害者就業保障金の納付を免除する。
- (\*10) コロナウイルスの流行による企業の負担を軽減させるため、大連市総労働組合は、小規模・零細企業の2020年度組合経費を全額返還することを定めた疫病特例政策を公布した。

瀋陽市の社会保険、住宅積立金納付基準と納付比率

ジェトロ大連事務所/2020年3月

No	項目	納付基準 (*1)						納付比率		施行日	備考
		納付基数 (会社)	納付基数 (従業員個人)	下限 (会社)	下限 (従業員個人)	上限 (会社)	上限 (従業員個人)	会社負担比率	従業員個人負担比率		
1	養老保険	前月従業員全員の賃金総額	従業員本人の前年度平均月収 (*2)	瀋陽市最低賃金基準で支払う賃金総額	遼寧省前年度全口径平均月収の60% (*3)	遼寧省前年度全口径平均月収の300% (*3)	遼寧省前年度全口径平均月収の300% (*3)	16% (疫病特例期間8%又は0%) (*6)	8%	2019. 5. 1	
2	失業保険							0.5% (疫病特例期間0.25%又は0%) (*6)	0.5%	2019. 9. 1-2020. 8. 31	
3	労災保険							0.2%~4% (疫病特例期間0.1%~2%又は0%) (*6)	-	2018. 1. 1	
4	医療保険	前年度在職従業員全員の月平均賃金総額		瀋陽市前年度全口径平均月収 (*3)	瀋陽市前年度全口径平均月収の60% (*3)	無し	瀋陽市前年度全口径平均月収の300% (*3)	8% (疫病特例期間4%) (*7)	2%+年1回66元大病医療保険		
5	生育保険							0.6%	-		
6	暖房費	-	-	-	-	-	-	-	-		
7	住宅積立金	従業員本人の前年度平均月収 (*2)		瀋陽市最低賃金1810元 (*4)		瀋陽市前年度在職従業員社会平均月収の300% (*5)		5%~12%	5%~12%		(*8) (*9)
8	身体障害者就業保障金	-	-	-	-	前年度の会社の在職従業員年平均賃金が当地社会平均賃金の200%を上回る場合、当地社会平均賃金の200%で計算		会社年負担額=(前年度の会社の在職従業員人数×1.5%-前年度の会社の実際に手配した身体障害者就業人数)×前年度の会社の在職従業員年平均賃金×(50%又は90%又は0%)	-	2020. 1. 1-2022. 12. 31	(*10)
9	組合費 (組合準備金)	前月従業員全員の賃金総額		-	-	-	-	2%	労働組合のある会社：従業員本人の前月月収×0.5% 労働組合のない会社：無し		

- (\*1) 瀋陽市の社会保険、住宅積立金納付基数は毎年7月に調整される。
- (\*2) 新入社員の場合は1ヶ月目の月収で計算する。
- (\*3) 2019年7月1日より社会保険料の納付基数の下限と上限は、全口径平均月収で計算する。全口径平均月収とは、都市非営企業 (国営企業等) 就業人員の平均月収と都市民営企業就業人員の平均月収を加重計算した都市企業就業人員の平均月収を指す。2020年3月現在の遼寧省の前年度全口径平均月収は4801元、瀋陽市前年度全口径平均月収は5244元である。
- (\*4) 最も高い基準。区によって基準が異なる。
- (\*5) 2020年3月現在の瀋陽市前年度在職従業員社会平均月収は6838.92元であり、住宅積立金の納付上限は20516元である。
- (\*6) コロナウイルスの流行による企業の負担を軽減させるため、大企業に対しては2020年2月~4月の会社負担の関連保険比率を半減し、中小・零細企業に対しては2020年2月~6月の会社負担の関連保険料を免除した。大企業、中小・零細企業の類型は、中国の関連法令に基づき、現地法人の規模によって区分される。
- (\*7) コロナウイルスの流行による企業の負担を軽減させるため、各類型の企業に対して2020年2月~5月の会社負担分の医療保険比率を半減した。
- (\*8) 実務において、8%以下は減多にない。
- (\*9) 暫定的に住宅積立金納付比率を引き下げる政策を2020年4月30日まで延長。
- (\*10) 手配した身体障害従業員総数が規定比率に達した企業は身体障害者就業保障金を納付しない。2020年1月1日~2022年12月31日の期間、①手配した身体障害者就業比率が1% (含む) 以上1.5%以下の場合、規定の納付すべき金額の50%で身体障害者就業保障金を納付し、②手配した身体障害者就業比率が1%以下の場合、規定の納付すべき金額の90%で身体障害者就業保障金を納付し、③在職従業員人数が30人 (含む) 以下の企業に対しては、身体障害者就業保障金の納付を免除する。

営口市の社会保険、住宅積立金納付基準と納付比率

ジェトロ大連事務所/2020年3月(2020年4月一部更新)

No	項目	納付基準(*1)					納付比率		施行日	備考	
		納付基数(会社)	納付基数(従業員個人)	下限(会社)	下限(従業員個人)	上限(会社)	上限(従業員個人)	会社負担比率			従業員個人負担比率
1	養老保険	前月従業員全員の賃金総額	従業員本人の前年度平均月収(*2)	営口市最低賃金1610元	遼寧省前年度全口径平均月収の60%(*3)	遼寧省前年度全口径平均月収の300%(*3)	遼寧省前年度全口径平均月収の300%(*3)	16% (疫病特例期間8%又は0%)(*5)	8%	2019.5.1	
2	失業保険							0.5% (疫病特例期間0.25%又は0%)(*5)	0.5%	2019.9.1-2020.8.31	
3	労災保険							-	-	0.5%~2.6% (疫病特例期間0.25%~1.3%又は0%)(*5)	-
4	医療保険			営口市前年度全口径平均月収の60%(*3)	営口市前年度全口径平均月収の60%(*3)	営口市前年度全口径平均月収の300%(*3)	営口市前年度全口径平均月収の300%(*3)	7% (疫病特例期間3.5%)(*6)	2%+年1回105元商業補充医療保険		
5	生育保険			営口市前年度全口径平均月収の60%(*3)	-	営口市前年度全口径平均月収の300%(*3)	-	0.5%	-	2015.10.1	
6	暖房費	-		-		-		-	-		
7	住宅積立金	従業員本人の前年度平均月収(*2)		営口市最低賃金1610元		営口市前年度在職従業員社会平均月収の300%(*4)		5-12%	5-12%		(*7) (*8)
8	身体障害者就業保障金	-		-		前年度の会社の在職従業員年平均賃金が当地社会平均賃金の200%を上回る場合、当地社会平均賃金の200%で計算		会社年負担額=(前年度の会社の在職従業員人数×1.5%-前年度の会社の実際に手配した身体障害者就業人数)×前年度の会社の在職従業員年平均賃金×(50%又は90%又は0%)	-	2020.1.1-2022.12.31	(*9)
9	組合費(組合準備金)	前月従業員全員の賃金総額		-		-		2%(*10)	労働組合のある会社: 従業員本人の前月月収×0.5% 労働組合のない会社: 無し		

(\*1) 営口市の社会保険、住宅積立金納付基数は毎年7月に調整される。

(\*2) 新入社員の場合は1ヶ月目の月収で計算する。

(\*3) 2019年7月1日より社会保険料の納付基数の下限と上限は、全口径平均月収で計算する。全口径平均月収とは、都市非民営企業(国営企業等)就業人員の平均月収と都市民営企業就業人員の平均月収を加重計算した都市企業就業人員の平均月収を指す。2020年3月現在の遼寧省の前年度全口径平均月収は4801元、営口市前年度全口径平均月収は3988元である。

(\*4) 2020年3月現在の営口市前年度在職従業員社会平均月収は4530元である。

(\*5) コロナウイルスの流行による企業の負担を軽減させるため、大企業に対しては2020年2月~4月の会社負担の関連保険比率を半減し、中小・零細企業に対しては2020年2月~6月の会社負担の関連保険料を免除した。大企業、中小・零細企業の類型は、中国の関連法令に基づき、現地法人の規模によって区分される。

(\*6) コロナウイルスの流行による企業の負担を軽減させるため、各類型の企業に対して2020年2月~4月の会社負担分の医療保険比率を半減した。

(\*7) 実務において、8%以下は減多にない。

(\*8) 暫定的に住宅積立金納付比率を引き下げる政策を2020年4月30日まで延長。

(\*9) 手配した身体障害従業員総数が規定比率に達した企業は身体障害者就業保障金を納付しない。2020年1月1日~2022年12月31日の期間、①手配した身体障害者就業比率が1%(含む)以上1.5%以下の場合、規定の納付すべき金額の50%で身体障害者就業保障金を納付し、②手配した身体障害者就業比率が1%以下の場合、規定の納付すべき金額の90%で身体障害者就業保障金を納付し、③在職従業員人数が30人(含む)以下の企業に対しては、身体障害者就業保障金の納付を免除する。

(\*10) コロナウイルスの流行による企業の負担を軽減させるため、営口市総労働組合は、2020年1月1日~2021年12月31日の期間、小規模・零細企業の組合経費について徴収後全額返還することを定めた疫病特例政策を公布した。

長春市の社会保険、住宅積立金納付基準と納付比率

ジェトロ大連事務所/2020年3月 (2020年4月一部更新)

No	項目	納付基準 (*1)			納付比率		施行日	備考
		納付基数	下限	上限	会社負担比率	従業員個人負担比率		
1	養老保険	従業員本人の前年度平均月収 (*2)	吉林省前年度全口径平均月収の60% (*3)	吉林省前年度全口径平均月収の300% (*3)	16% (疫病特例期間8%又は0%) (*5)	8%	2019. 5. 1	
2	失業保険				0.7% (疫病特例期間0.35%又は0%) (*5)	0.3%	2018. 5. 1-2021. 4. 30	
3	労災保険				0.1%~0.95% (疫病特例期間0.05%~0.475%又は0%) (*5)	-	2018. 5. 1-2021. 4. 30	
4	医療保険				7% (疫病特例期間3.5%) (*6)	2%+年1回100元大病医療保険		
5	生育保険				0.7% (疫病特例期間0.35%) (*6)	-		
6	暖房費	-	-	-	-			
7	住宅積立金	従業員本人の前年度平均月収 (*2)	長春市最低賃金1780元	長春市前年度都市非民営企業就業人員平均月収の300% (*4)	5%~12%	5%~12%		(*7)
8	身体障害者就業保障金		-	前年度の会社の在職従業員年平均賃金が当地社会平均賃金の200%を上回る場合、当地社会平均賃金の200%で計算	会社年負担額=(前年度の会社の在職従業員人数×1.6%-前年度の会社の実際に手配した身体障害者就業人数)×前年度の会社の在職従業員年平均賃金×(50%又は90%又は0%)	-	2020. 1. 1-2022. 12. 31	(*8)
9	組合費 (組合準備金)		-	-	2%	労働組合のある会社：従業員本人の前月月収×0.5% 労働組合のない会社：無し		

- (\*1) 長春市の養老保険、失業保険の基数は毎年1月に、医療保険、労災保険、生育保険、住宅積立金の納付基数は毎年7月に調整される。
- (\*2) 新入社員の場合は1ヶ月目の月収で計算する。
- (\*3) 2019年5月1日より社会保険料の納付基数の下限と上限は、全口径平均月収で計算する。全口径平均月収とは、都市非民営企業(国営企業等)就業人員の平均月収と都市民営企業就業人員の平均月収を加重計算した都市企業就業人員の平均月収を指す。2020年3月現在の吉林省の前年度全口径平均月収は4611.58元である。
- (\*4) 2020年3月現在の長春市前年度都市非民営企業就業人員平均月収は6576.58元であり、住宅積立金の納付上限は19730元である。
- (\*5) コロナウイルスの流行による企業の負担を軽減させるため、大企業に対しては2020年2月~4月の会社負担の関連保険比率を半減し、中小・零細企業に対しては2020年2月~6月の会社負担の関連保険料を免除した。大企業、中小・零細企業の類型は、中国の関連法令に基づき、現地法人の規模によって区分される。
- (\*6) コロナウイルスの流行による企業の負担を軽減させるため、各類型の企業に対して2020年2月~6月の会社負担分の医療保険および生育保険比率を半減した。
- (\*7) 7%以下の比率にする場合は、従業員代表大会または労働組合の同意が必要である。暫定的に住宅積立金納付比率を引き下げる政策を2020年4月30日まで延長。
- (\*8) 手配した身体障害従業員総数が規定比率に達した企業は身体障害者就業保障金を納付しない。2020年1月1日~2022年12月31日の期間、①手配した身体障害者就業比率が1%(含む)以上1.6%以下の場合、規定の納付すべき金額の50%で身体障害者就業保障金を納付し、②手配した身体障害者就業比率が1%以下の場合、規定の納付すべき金額の90%で身体障害者就業保障金を納付し、③在職従業員人数が30人(含む)以下の企業に対しては、身体障害者就業保障金の納付を免除する。

延吉市の社会保険、住宅積立金納付基準と納付比率

ジェトロ大連事務所/2020年3月

No	項目	納付基準 (*1)			納付比率		施行日	備考
		納付基数	下限	上限	会社負担比率	従業員個人負担比率		
1	養老保険	従業員本人の前年度平均月収 (*2)	吉林省前年度全口径平均月収の60% (*3)	吉林省前年度全口径平均月収の300% (*3)	16% (疫病特例期間8%又は0%) (*5)	8%	2019. 5. 1	
2	失業保険				0.7% (疫病特例期間0.35%又は0%) (*5)	0.3%	2018. 5. 1-2021. 4. 30	
3	労災保険				0.15%~1.25% (疫病特例期間0.075%~0.625%又は0%) (*5)	0	2018. 5. 1-2021. 4. 30	(*6)
4	医療保険				6%+年1回60元大病医療保険	2%+年1回80元大病医療保険		
5	生育保険				0.5%	0	2016. 1. 1	
6	暖房費	-	-	-	-	-		
7	住宅積立金	従業員本人の前年度平均月収 (*2)	延吉市最低賃金1580元	延吉市前年度就業人員平均月収の300% (*4)	5%~12%	5%~12%		
8	身体障害者就業保障金	-	-	前年度の会社の在職従業員年平均賃金が当地社会平均賃金の200%を上回る場合、当地社会平均賃金の200%で計算	会社年負担額=(前年度の会社の在職従業員人数×1.6%-前年度の会社の実際に手配した身体障害者就業人数)×前年度の会社の在職従業員年平均賃金×(50%又は90%又は0%)	0	2020. 1. 1-2022. 12. 31	(*7)
9	組合費 (組合準備金)	前月従業員全員の賃金総額	-	-	2%	労働組合のある会社： 従業員本人の前月月収×0.5% 労働組合のない会社： 無し		

- (\*1) 延吉市の養老保険基数は毎年1月に、医療保険、労災保険、生育保険及び住宅積立金の基数は毎年7月に調整される。
- (\*2) 新入社員の場合は1ヶ月目の月収で計算する。
- (\*3) 2019年5月1日より社会保険料の納付基数の下限と上限は、全口径平均月収で計算する。全口径平均月収とは、都市非民営企業（国営企業等）就業人員の平均月収と都市民営企業就業人員の平均月収を加重計算した都市企業就業人員の平均月収を指す。2020年3月現在の吉林省の前年度全口径平均月収は4611.58元である。
- (\*4) 2020年3月現在の延吉市前年度就業人員平均月収は5926元である。
- (\*5) コロナウイルスの流行による企業の負担を軽減させるため、大企業に対しては2020年2月~4月の会社負担の関連保険比率を半減し、中小・零細企業に対しては2020年2月~6月の会社負担の関連保険料を免除した。大企業、中小・零細企業の類型は、中国の関連法令に基づき、現地法人の規模によって区分される。
- (\*6) 「延辺州労災保険比率の暫定的引き下げに関する通知」（延州人社聯発[2018]21号）に基づき、労災保険の納付比率を暫定的に50%引き下げた。
- (\*7) 手配した身体障害従業員総数が規定比率に達した企業は身体障害者就業保障金を納付しない。2020年1月1日~2022年12月31日の期間、①手配した身体障害者就業比率が1%（含む）以上1.6%以下の場合、規定の納付すべき金額の50%で身体障害者就業保障金を納付し、②手配した身体障害者就業比率が1%以下の場合、規定の納付すべき金額の90%で身体障害者就業保障金を納付し、③在職従業員人数が30人（含む）以下の企業に対しては、身体障害者就業保障金の納付を免除する。



ハルビン市の社会保険、住宅積立金納付基準と納付比率

ジェトロ大連事務所/2020年3月

No	項目	納付基準 (*1)			納付比率		施行日	備考
		納付基数	下限	上限	会社負担比率	従業員個人負担比率		
1	養老保険	従業員本人の前年度平均月収 (*2)	黒龍江省前年度全口径平均月収の60% (*3)	黒龍江省前年度全口径平均月収の300% (*3)	16% (疫病特例期間8%又は0%) (*7)	8%	2019. 5. 1	
2	失業保険		ハルビン市前年度都市非民営企業在職従業員平均月収の60% (*4)	無し	0.5% (疫病特例期間0.25%又は0%) (*7)	0.5%	2018. 5. 1-2020. 4. 30	
3	労災保険				0.2%-1.9% (疫病特例期間0.1%-0.95%又は0%) (*7)	-	2015. 10. 1	
4	医療保険		ハルビン市前年度都市非民営企業在職従業員平均月収の100% (*4)	ハルビン市前年度都市非民営企業在職従業員平均月収の300% (*4)	①7.5%+2.5元/月大病医療保険 (疫病特例期間3.75%+1.25元) (*8) ②5%+2.5元/月大病医療保険 (疫病特例期間2.5%+1.25元) (*8)	①2%+2.5元/月大病医療保険 ②2.5元/月大病医療保険		(*9)
5	生育保険				0.6% (疫病特例期間0.3%) (*8)	-		
6	暖房費	-	-	-	-	-		
7	住宅積立金	従業員本人の前年度平均月収 (*2)	ハルビン市最低賃金1680元 (*5)	ハルビン市前年度都市非民営企業在職従業員 (労務派遣を含む) 平均月収の300% (*6)	5%-12%	5%-12%		(*10)
8	身体障害者就業保障金	-	-	前年度の会社の在職従業員年平均賃金が当地社会平均賃金の200%を上回る場合、当地社会平均賃金の200%で計算	会社年負担額 = (前年度の会社の在職従業員人数 × 1.5% - 前年度の会社の実際に手配した身体障害者就業人数) × 前年度の会社の在職従業員年平均賃金 × (50%又は90%又は0%)	-	2020. 1. 1-2022. 12. 31	(*11)
9	組合費 (組合準備金)	前月従業員全員の賃金総額	-	-	2% (*12)	労働組合のある会社 : 従業員本人の前月月収 × 0.5% 労働組合のない会社 : 無し		

- (\*1) ハルビン市の社会保険 (養老保険を除く)、住宅積立金納付基数は、毎年4月に調整される。養老保険の基数は、毎年1月に調整される。
- (\*2) 新入社員の場合は1ヶ月目の月収で計算する。
- (\*3) 2019年5月1日より養老保険の納付基数の下限と上限は、黒龍江省全口径平均月収で計算する。全口径平均月収とは、都市非民営企業 (国営企業等) 就業人員の平均月収と都市民営企業就業人員の平均月収を加重計算した都市企業就業人員の平均月収を指す。2020年3月現在の黒龍江省前年度全口径平均月収は4835元である。
- (\*4) 2020年3月現在のハルビン市前年度都市非民営企業在職従業員平均月収は6198.33元である。
- (\*5) 最も高い基準。区によって基準が異なる。
- (\*6) 2020年3月現在のハルビン市前年度都市非民営企業在職従業員 (労務派遣を含む) 平均月収は5980.92元であり、住宅積立金の納付上限は17943元である。
- (\*7) コロナウイルスの流行による企業の負担を軽減させるため、大企業に対しては2020年2月~4月の会社負担の関連保険比率を半減し、中小・零細企業に対しては2020年2月~6月の会社負担の関連保険料を免除した。大企業、中小・零細企業の類型は、中国の関連法令に基づき、現地法人の規模によって区分される。
- (\*8) コロナウイルスの流行による企業の負担を軽減させるため、各類型の企業に対して2020年2月~4月の会社負担分の医療保険および生育保険比率を半減した。
- (\*9) 原則上は、年平均賃金がハルビン市前年度在職従業員平均賃金を上回る企業は①の比率で納付し、下回る企業は②の比率で納付する。
- (\*10) 実務においては、基本的に8%、10%、12%の選択肢しかない。
- (\*11) 手配した身体障害従業員総数が規定比率に達した企業は身体障害者就業保障金を納付しない。2020年1月1日~2022年12月31日の期間、①手配した身体障害者就業比率が1% (含む) 以上1.5%以下の場合、規定の納付すべき金額の50%で身体障害者就業保障金を納付し、②手配した身体障害者就業比率が1%以下の場合、規定の納付すべき金額の90%で身体障害者就業保障金を納付し、③在職従業員人数が30人 (含む) 以下の企業に対しては、身体障害者就業保障金の納付を免除する。
- (\*12) コロナウイルスの流行による企業の負担を軽減させるため、黒龍江省総労働組合は、小規模・零細企業の2020年1月1日~2021年12月31日の期間の組合経費について、徴収後定期的に全額返還することを定めた疫病特例政策を公布した。